

仙台市いじめ防止基本方針（平成31年4月改定）の主な改定内容

I 基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

2 関係主体の責務

条例を踏まえ、関係主体（市、教育委員会、市立学校及び市立学校の教職員、保護者、地域住民）の責務に関する規定を追加し、保護者や地域住民には、法及び条例の趣旨等について普及啓発を図り、社会全体で子供をいじめから守る意識の醸成に取り組む旨を規定。

3 いじめの防止等への組織的対応

いじめの防止等に向けて設置する組織を規定。

4 いじめの定義等

（1）いじめの定義

けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するよう規定。

（2）いじめの理解

特に配慮が必要な児童生徒に対しては、当該児童生徒の特性を十分理解した上で、日常的に適切な支援を組織的に行うことが、いじめ防止の観点からも求められる旨規定。

（3）市いじめ防止基本方針における「学校」の範囲

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」

学校の教育活動全体を通じ、法や条例で児童生徒はいじめを行ってはならないと定められていることについて周知を図りつつ、自己を大切にするとともに、他者を思いやり、協力する心の育成や、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感等を感じられる学校生活づくりが重要であることを規定。

（2）いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対応が重要」

いじめの早期発見のためには、児童生徒や保護者が教職員に安心して相談できるよう、教職員と児童生徒及び保護者との間の常日頃からの信頼関係の醸成が重要であることを規定。

（3）いじめへの適切かつ迅速な対応

いじめを受けた児童生徒を守り通すとの姿勢が大切であることや、いじめを受けた側と行った側の双方の児童生徒やその保護者との間で共通理解の下に行われるよう配慮しながら適切かつ迅速に組織で行うことが必要な旨を規定。

（4）家庭や地域との連携 ～「地域とともに歩む学校」づくりの推進

条例に定めるいじめ防止に向けた保護者や地域住民に期待される役割を規

定。

(5) 関係機関や他の学校との連携

市立学校と児童館の情報共有体制の構築，児童生徒の入学・卒業・転出入時の学校間の引継ぎの徹底や，引継ぎを受けた市立学校側の適切な対応について追加。

II いじめの防止等のための対策の内容

1 市（市教育委員会を含む）が実施する施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

仙台市いじめ防止等対策検証会議に係る規定を追加。また，いじめ問題専門委員会や再調査委員会の委員選任時の留意事項等を追加。

(2) 市（市教育委員会を含む）が取り組む主な施策

市（市教育委員会を含む）が取り組むいじめの防止に向けた施策の体系を整理した上で，基本方針に盛り込む具体的な施策を大幅に拡充。

① いじめの防止

ア 児童生徒に対する教育・啓発等

いじめ防止『きずな』サミットの開催，いじめストップ・リーダー研修の実施，いじめ予防教育に向けた新たな授業モデルの構築，道徳教育，自死予防教育等の推進等

イ 学校の対応体制の整備，支援等

いじめ対策担当教諭・いじめ対策支援員等の配置，スクールソーシャルワーカーの配置や派遣，中学生を対象とした学校生活への意欲や満足感等を把握するアンケートの実施，いじめ不登校対応支援チームによる全市立学校の巡回訪問，いじめをはじめとする学校の課題への適切な対応に向けたスクールロイヤーによる助言指導，「教職員相談支援室」（元教員を配置）による教員への助言指導等

ウ 教職員のいじめ防止に向けた理解や資質の向上に向けた取り組み

教職員研修等による体罰・不適切指導の禁止の徹底，いじめ防止マニュアル等を活用したいじめ対応の徹底，いじめに関する校内研修の年複数回の実施推進，弁護士によるいじめ対応に当たっての基本の徹底に向けた教職員向け研修の実施，特に配慮が必要な児童生徒に関する正しい理解の促進と必要な専門性の向上を図るための研修の充実等

エ 市民向け広報啓発

社会全体でいじめ対策に取り組む重要性，いじめに関する相談窓口，法や条例に規定する保護者の責務，虐待の禁止，保護者に向けた児童生徒の地域活動や行事への参加推奨等の広報啓発

② いじめの早期発見

全市一斉のいじめ実態把握調査の実施と学校独自のアンケート調査の実施推進，いじめの早期発見に向けた学校組織体制の整備，教職員の業務負担の軽減

による児童生徒としっかり向き合う体制づくり，24 時間いじめ相談電話の設置，SNS の活用による相談窓口の多様化等

③ いじめへの適切かつ迅速な対処

ア 市・市教育委員会による学校への支援

スクールカウンセラー等の専門人材の派遣と学校の取り組みの支援，市児童相談所やアーチル等の市の専門機関による支援等

イ 市教育委員会と学校の連携による個別事案への適切かつ迅速な対処

学校から市教委への年 4 回のいじめ事案の定期報告に基づく連携した対応，被害加害双方の児童生徒等との共通理解の下でのいじめへの対処の推進，出席停止制度の内容や手続きの周知と出席停止の措置を行った場合の当該児童生徒への立ち直りの支援等

④ 家庭や地域との連携

学校・家庭・地域連携シートの活用，学校支援地域本部などの学校と家庭・地域が連携する体制づくりの拡充，コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた調整等

⑤ 関係機関や他の学校との連携

いじめをはじめとする児童生徒に係る様々な問題が発生した場合の市立学校と児童相談所等の専門機関との連携の推進，市立学校と児童館との情報共有体制の構築，入学・卒業・転出入時の学校間の引継ぎの徹底

⑥ 重大事態への対処

（「Ⅲ 重大事態への対処」で詳述）

⑦ 学校や教員の評価

学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止の取り組みの実施状況の学校運営評価の評価項目への位置付け等

⑧ 学校運営改善の支援

いじめ対策担当教諭の配置を含む，いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備，コミュニティ・スクールの導入に向けた調整，PTA や地域の関係団体等との連携による学校のにじめに係る状況及び対策について周知の推進

2 市立学校が実施すべき施策

（1）学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針の重要性に鑑み，定める趣旨や盛り込むべき内容，学校評価の評価項目への位置付け，児童生徒，保護者，地域からの意見聴取，学校いじめ防止基本方針の周知，不断の見直しについて規定。

（2）学校いじめ防止等対策委員会の設置

本委員会の果たすべき役割，本委員会の存在及び活動の児童生徒及び保護者への周知と情報共有の重要性，校長自らが情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要性等を規定。

（3）市立学校におけるいじめの防止等に関する取り組み

市立学校においては，校長がリーダーシップを発揮し，主体的かつ組織的に

学校が一丸となっていじめの防止等に取り組むことが求められることを基本に、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの適切かつ迅速な対処」「家庭や地域との連携」「関係機関や他の学校との連携」の別に規定。

学校が取り組む際のポイントや具体的な取り組み例として、いじめに係る情報共有の重要性、道徳教育等の充実の必要性、いじめの解消の定義、いじめへの対処が当該いじめ事案に関係する児童生徒及びその保護者との共通理解の下に行われるよう普段から保護者との信頼関係を築くよう努めること等を追加。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の意味

2 市教育委員会又は市立学校による調査

国のガイドラインを参考に、調査に当たっての留意点を追加。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

国のガイドラインを参考に、再調査の実施の判断の目安を追加。

Ⅳ その他の重要事項

1 市立学校以外の学校への情報提供

市や市教育委員会が、市立学校以外の学校に在籍する児童生徒に係るいじめの情報を受けたときは、当該児童生徒が在籍する学校の設置者等に対し、情報を提供する旨を規定。

2 施策の検証等

総合教育会議において必要に応じていじめの防止等のための対策の協議を行うとともに、仙台市いじめ防止等対策検証会議に毎年度のいじめの防止等のための対策の取り組み状況等を報告すること、検証会議からの報告を受けたときは、内容を公表し必要に応じて対策の見直しを行うこと、いじめの防止等の施策の実施状況について、適宜議会に報告すること等を明記。

3 市いじめ防止基本方針の公表及び見直し

市いじめ防止基本方針を定め、又は変更した場合には速やかに公表すること、この方針の見直しは施策の検証等を踏まえながら必要に応じて行う旨を規定。